

県警察本部と「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結します”
<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0323800009.htm>

3) 三重県. “「子どもを虐待から守る条例」第 27 条に基づく年次報告書（令和 3 年度版）” <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001040321.pdf>

4) 国立大学法人 富山大学総務部総務・広報課. “デジタルネグレクト（子供の虫歯の放置）は生活のゆとりがない家庭や父親のインターネット・ゲーム時間が長い家庭に多い 文部科学省スーパー食育スクール事業の結果より” <https://www.u-toyama.ac.jp/outline/publicity/pdf/2020/20201210.pdf>

保育現場における子ども虐待への対応

藤井祐子（一般社団法人 全国保育園保健師看護師連絡会 理事）

1. はじめに

児童虐待相談対応件数は年々増加していて、虐待によって子どもの命が奪われる痛ましい事件も起こっています。児童虐待への対応は、主に児童福祉法と児童虐待防止法によって、保育所等の職員は、虐待の通告に努めなければならないと規定されています。

さらに、「保育所保育指針」では、「不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第 25 条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。」とされています。

保育所等は、保護者や子どもと日常的に接する場所であり、児童虐待の予防や早期発見につなげることとされています。

しかし、職員が児童虐待に対して適切に対応するためには、職員自身が児童虐待について必要な知識を持っていること、保育所等で虐待を発見した際の対応を職員全員が共通認識できていること、関係機関との連携が取れていることが不可欠といえます。

2. 虐待対応の基本

(1) 保育所等における虐待の早期発見

子どもの虐待は未然に防ぐことが大切ですが、それが難しい場合はできる限り虐待を早期に発見して対応

することが重要です。

(2) 虐待に気付くためのポイント

虐待に気付くためには、日ごろから虐待につながるかもしれないと思われる子どもや保護者が保育所等にいる場合には、保育所等内でそのことを情報共有します。また、普段の子どもの様子を把握することによって、いつもと違って様子を気付くことができます。

①子どもの観察ポイント

朝の登所時……着衣・頭髮、ケガ・あざ、保護者との様子等

日中……職員が腕を上にあげただけで頭を抱えて防御姿勢をとる、すぐに謝る、感情の起伏が激しい、無気力・無表情な様子はないか

昼食時……朝から空腹、異様な食欲

午睡時……傷を隠そうとする、保育者と一緒に寝たがる様子がある

降園時……帰ろうとしない、外の保護者に甘える

保護者と接する場面……保護者が来ると緊張していないか

休み明け……無気力・機嫌が悪い、おむつかぶれがひどい、傷やあざがある、休み中のことは話さない

身体計測、内科健診、歯科検診……成長が遅い、虫歯が多い・未治療、服を脱がない

②保護者の観察ポイント

登所時……表情が硬い、保育者と話さない、子どもへの暴言等がみられる

降所時……迎えが遅れがちであったり、怒鳴ったり命令口調である

子どもに接するとき……子どもに関心がない、家庭のことを話したがない。子どもを責めたり、叩きそうになったりする

休み明け……傷やあざのことを弁解する等

その他……健診を欠席、乳幼児健診や予防接種を受けない

(3) 保育所等として対応について

①チームとして対応する

保育所等において、全体での対応をすることは職員一人一人の負担軽減にもつながります。一人で抱え込まずに、周囲に相談することが大切です。

②責任ある対応をとる

職員は自分自身の感情や思い込みに任せた対応をせずに、すべての職員が責任を持って一貫した対応をすることが大切です。

③自分自身を知る

職員自身が自分の体験や価値観に基づく思考のくせや自身が苦手なことについて知ることも必要です。

虐待への対応では施設長や主任等、または専門職等によるスーパービジョンが重要となります。スーパービジョンの機能としては、教育的機能（専門的スキルを向上させる）、支持的機能（保育者を受け止め、支える）、管理的機能（対応が適切に進んでいるか確認する）等があります。

④信頼関係を築く

子どもと保護者に対して傾聴、受容の姿勢により、信頼関係を築くことが大切であり、「相手の気持ちを受け止めつつ、対応を考える」ことをかかわりの基本の姿勢にします。

⑤情報共有と秘密の保持

保育所等では、情報共有の資料として客観的かつ具体的に記録をとることが大切です。また、記録をもとに保育所等内および関係機関との情報共有の機会を持つことが必要です。

職員には、「守秘義務」が課せられており、職務上知り得た秘密や個人情報に正当な理由なく第三者に公開してはなりません。

(4) 虐待が疑われる子どもに対する職員の専門性を活かしたかかわり

①虐待が疑われる子どもとかかわる際に必要なこと

- ・虐待を受けた子どもを理解しようとする

生活リズムや基本的な生活習慣の様子を把握するとともに、保育者に対する過度の甘えや、要求が通らなかったときの反応、困ったときに助けを求められることができるかどうか、大人を避けていないか、保育者や保護者が注意したときの反応等を観察します。

他児と異なる反応や子どもの変化、いつもと異なる態度に気付くことが重要です。

成育歴や家族の状況等とも照らし合わせてその子のあり様を理解します。

- ・記録を残す

子どもの状況や虐待が疑われる様子、保育者のかかわり等、これまでの経過および現状を関係機関への確に伝えます。そのためには、日ごろから子どもに寄り添い子どもの変化に気づけること、そして、起きたことを言語化して記録する力が必要です。

- ・会議の場を設ける

気づきを言葉にしてほかの保育者と共有する場があ

ることで、多角的な視点から子どものことを考えられます。

②保育者に求められる役割

誰からも危害を加えられない、何を話しても責められないといった安心感を持たせ、関係を築くことが必要です。

安心安全な環境のもと信頼できる大人との関係のなかで、認められる経験を積むことで自尊感情を育てるかかわり方をします。

日常生活のなかでふれあう機会を子どものタイミングで持ち、自分が悪いという思いは誤解であると伝えるようにかかわります。

他児とのやりとりで行き過ぎた行為があったときは、子どもの気持ちを受け止め、自らの行動を振り返り考え適切なかかわりを伝え、子どもに適切なコミュニケーションの取り方を知らせます。

③保育所等の対応

組織としてどのように対応するかを話し合っておきます。虐待については子どもから聞き出さないことも大切です。

(5) 虐待防止のための保護者とのかかわり

①虐待の発生を予防するための保護者とのかかわり

保護者の気持ちや困り感を知って理解しようとするのが大切です。否定的なかかわりは避け、保護者の行動を認め自己決定を尊重します。保護者の状況や外見等からの先入観や固定観念に基づく判断はしないのが大切です。守秘義務を遵守します（虐待通告は、守秘義務に違反しないとされています）。

②保護者との信頼関係を構築するためのポイント

保護者のところに寄り添い、解決方法を一緒に考えたいとの気持ちを伝えながら、話を聞いていきます。

(6) 保育所内の体制整備

①情報共有

虐待が疑われる子どもに気づいたら、速やかに保育所内で緊急会議を開催します。保育所内の関係者が集まって得られた情報を共有し、今後の対応を検討します。

通告の要否や保護者に虐待通告の実施を伝えるかどうか等の今後の対応、主な担当者や通告の担当者、保護者対応や警察への支援要請等が必要な場合の担当者といった役割分担等、組織としての方針を決定します。

②関係機関と連携することの意義

児童虐待予防や問題解消のための支援は、地域の関

係機関が協働して行うことが大切です。効果的な連携には、各機関が互いの機能や限界を理解し、役割分担をして補い合いながらネットワークを構築することが必要です。支援には地域資源を十分に活用することが重要と考えます。

3. 虐待対応の実際

(1) 虐待の通告

①どのタイミングでどこに通告するのか

児童虐待防止法では、虐待が疑われる子どもを発見したら「市町村」「児童相談所」「都道府県の設置する福祉事務所」、または、児童委員を介して、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所」に通告することとされています。

②市町村行政に通告する際のポイント

通告が必要だと判断した場合は、速やかに連絡し、虐待が疑われる点や子どもや保護者の状況を客観的かつ具体的に伝えます。

③児童相談所等に通告する際のポイント

緊急性が高く、一時保護等のより専門的な対応が必要と考えられる場合は、児童相談所へ通告する。

*緊急性が高いと考えられる場合の例

- ・頭部や顔面、腹部等の危険部位に傷やあざを確認した場合
- ・やけどがある場合
- ・傷やあざが大きい、複数ある場合
- ・性的虐待が疑われる場合 等

4. おわりに

保育所等は、日常的に子どもの状況を把握でき、虐待を発見しやすいといえます。

また、保護者が児童相談所や保健センター等に比べると、日ごろから関わりがあり相談しやすいことから、虐待を未然に防ぐことや虐待の早期発見などの虐待対応の役割も期待されています。

日常接している保護者との信頼関係を崩したくないという思いから、早急な対応が必要なときに虐待への通告を躊躇してしまっは、子どもの命を守ることはできません。

職員は、児童虐待に関する知識を得ることや保育所等での体制整備を図ることにより、適切な対応を行っていくことができます。日ごろから、保育所等内で気になる子どもや保護者についての職員の情報の共有を

行っておくこと、虐待が疑われる子どもに対する保育所等職員の専門性を活かしたかかわりを行うこと、虐待防止の視点での保護者とのかかわりが大切です。

また、判断に迷ったときに相談できる行政や関係機関と連携して対応していくことも求められています。

保育所等の日々の取り組みから健やかな子どもの育ちを支え、虐待を未然に防ぐことにつながっていくことが望まれます。

参考・引用文献

- 1) 厚生労働省告示第百十七号「保育所保育指針」
- 2) 「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月改正版)(平成25年8月23日雇児総発0823第1号)
- 3) 全国保育士会. “これって虐待? ~子どもの笑顔を守るために~ (保育者向け児童虐待防止のための研修用ワークブック)”

<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/gyakutai.pdf>

学校の児童虐待対応力を向上させるための「チーム学校」づくり

稲葉 薫 (東京都教育庁人事企画担当)

1. 「チーム学校」の変遷

皆さんは、「チーム学校」という言葉をお聞きになったことがあるだろうか。学校を1つの職場組織として見た場合、現在の学校には、校種等にもよるが、教員のほか、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、看護師、介護士、部活動指導員など、さまざまな専門性をもつ職員が配置されている。さらに、学校は、地域にも開かれ、児童生徒の保護者のもとより地域住民や町内会等、地域で活動する団体とも連携・協力し、子どもたちの成長や安全・安心な生活を支える拠点としての役割を担うようになってきている(図7)。

しかし、従前の学校は、図の左側にあるように、教員間の上下関係や連携が少なく、地域との交流もほとんどない、いわば自己完結型で閉じた構造をしていた。このような組織の問題は、教員の専門性だけで児童生徒のあらゆる課題に対応していかなければならないことにある。そこには自ずと限界があり、いじめや不登校、特別支援教育の充実など、個々の教員だけでは対応できない課題が増え、より組織的な対応が求められ